

議案第124号

琴浦町一向平キャンプ場に係る指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町一向平キャンプ場
- 2 指定管理者
 - (1) 住所 鳥取県西伯郡南部町下中谷1128番地1
 - (2) 事業者名 株式会社スマイルキューブ
 - (3) 代表者 代表取締役 都 築 法 明
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年12月6日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

